

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

ア 財団法人杉並区障害者雇用支援事業団は、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき東京都が障害者雇用支援センターとして（以下「支援センター」という。）指定した法人である。支援センターは区市町村レベルで、職場生活における自立を図るための継続的な支援を必要とする障害者に対して、雇用部門と福祉部門の連携をはかりつつ、職業訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・援助を行い、就職が特に困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として、主に次の業務を行っている。

- ① 障害者に対する就労機会の開拓及び提供
- ② 障害者に対する職業準備訓練の実施
- ③ 障害者に対する職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助

イ 株式会社柿本榮三美容室は、美容院を経営する事業主であり、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき認定職業訓練の促進と労働者の職業能力開発・資質の向上を図ることを目的として、在職労働者に対し、その職業に必要な技能・知識を習得させるための短期間の訓練を行っている。

(2) 都との関係

都は、各団体が行う事業に対し補助事業及び補助金交付額は表2のとおりとなっている。

(表2) 補助事業の概要及び補助金交付額 (単位：千円)

団体名	補助事業名 (補助要綱名)	補助目的	
		補助率等	
		補助金交付額	
財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	重度障害者の雇用対策事業 (障害者雇用支援センター事業費補助金交付要綱)	職業生活における自立を図るため継続的な支援を必要とする障害者に対して、職業準備訓練から、就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う、雇用支援センターの運営に要する費用の助成。	
		国は、補助対象経費の3/4と、助成限度額1,572万円のいずれか低い額とする。 都は、補助対象経費から、国の補助金を控除した残りの額の、50/100以内でかつ予算の範囲内とする。 杉並区は、運営費総額より国、都の補助金を引いた残りの額とする。	
		平成14年度	平成15年度
		運営費総額 31,026 運営費補助金内訳 国・・・15,720 東京都・・・5,120 杉並区・・・10,186	運営費総額 31,702 運営費補助金内訳 国・・・15,720 東京都・・・5,335 杉並区・・・10,647
株式会社柿本榮三美容室	東京都事業内職業訓練事業 (東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程)	中小企業の事業主等が実施する認定職業訓練に対し、運営に要する経費を補助することにより、認定訓練の促進と労働者の職業能力の開発・資質の向上を図る。	
		補助対象経費の2/3又は標準単価により算出した額のいずれか低い額とする。(補助する額の1/2は国庫)	
		平成14年度	平成15年度
		補助対象経費 12,988 運営費補助金 5,627 (標準単価算出額適用)	補助対象経費 16,576 運営費補助金 4,976 (標準単価算出額適用)

2 組織

監査対象団体の組織は表3のとおりである。

(表3) 団体別の所在地、会員数及び役職員等一覧 (平成16年3月31日現在) (単位：人)

団体名	団体の所在地	役職員数				
		理事長	理事	監事	評議員	職員
財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	杉並区善福寺 1-11-11	1	12	2	15	15
株式会社柿本榮三美容室	目黒区自由が丘 1-8-9	1	1	1	1	192

